

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る 共済事業に関する法律案 骨子

第一 総則

1 目的

この法律は、中小事業主に使用される労働者その他の中小事業主が行う事業に従事する者等の安全及び健康の確保並びに福利厚生等の充実に資するため、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図るとともに中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等その他の災害について共済団体による共済制度を確立し、もって中小事業主が行う事業に従事する者等の福祉の増進に資することを目的とすること。

2 定義

- (1) この法律において「中小事業主」とは、次のいずれかに該当するものをいうこと。
 - ① 常時使用する労働者の数が 300 人以下である事業主
 - ② 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下である事業主
 - ③ 労働者を使用しないで事業を行うことを常態とするもの
- (2) この法律において「中小事業主が行う事業に従事する者等」とは、(1)①又は②に掲げる者に使用される労働者その他の中小事業主が行う事業に従事する者及び中小事業主（法人その他の団体であるときは、その代表者）をいうこと。
- (3) この法律において「労働災害」とは、労働者災害補償保険法に規定する業務災害及び通勤災害をいうこと。
- (4) この法律において「労働災害相当災害」とは、商業、工業、サービス業その他の事業の事業主（法人その他の団体であるときは、その代表者）及び当該事業に従事する者（労働者である者を除く。）の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）のうち、労働災害に相当する災害をいうこと。
- (5) この法律において「労働災害等」とは、労働災害及び労働災害相当災害をいう。
- (6) この法律において「労働災害等防止事業」とは、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図る事業をいうこと。
- (7) この法律において「共済事業」とは、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等その他の災害に関し、共済掛金の支払を受け、共済金を交付する事業であって、当該事業に係る共済契約が次の①から③までに適合するものをいうこと。
 - ① 共済契約者が中小事業主であること。
 - ② 共済金の額が厚生労働省令で定める額を超えないこと。
 - ③ 共済期間が 1 年を超えないこと。
- (8) この法律において「共済団体」とは、3 の認可を受けて共済事業を行う者をいうこと。

3 認可

労働災害等防止事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、保険業法の規定にかかわらず、行政庁の認可を受けて、共済事業を行うことができること。

4 共済事業の種類

- (1) 3により一般社団法人又は一般財団法人が行うことができる共済事業は、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業とすること。
- (2) (1)の共済事業を行う3の一般社団法人又は一般財団法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができること。

5 認可審査基準

行政庁は、3の認可の申請があったときは、申請者に関し次の基準に適合するかどうかを審査しなければならないこと。

- ① 法人の機関、罰則及び行政処分等に関し定める欠格事由に該当しないこと。
- ② 共済事業を的確に遂行するに足りる財産的基礎を有すること。
- ③ 共済事業を的確に遂行するに足りる人的構成を有すること。
- ④ 労働災害等防止事業が、基準を満たすものであること。
- ⑤ 他に行う事業が、共済事業に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ⑥ 共済規程の記載事項が、共済契約の内容及び共済掛金等の算出方法に関する基準に適合するものであること。
- ⑦ 申請者の社員等その他の関係者に対し、特別の利益を与えないこと。
- ⑧ 営利事業を営む者等に対し、特別の利益を与える行為を行わないこと。
- ⑨ 役員に対する報酬等についての支給基準を定め、公表していること。
- ⑩ ①から⑨までのほか、共済契約者等の保護及び中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の効果的な防止のために必要な基準

第二 共済事業等

一 業務

1 事業の範囲

- (1) 共済団体は、共済事業及び労働災害等防止事業並びにこれらに附帯する業務を行うことができること。
- (2) 共済団体は、(1)の事業のほか、他の事業を行うことができないこと。ただし、(1)の事業を適正かつ確実に行うにつき支障を及ぼすおそれがないと認められる事業について、行政庁の承認を受けたときは、この限りでないこと。

2 その他

- 事務所ごとの標識の掲示
- 名義貸しの禁止
- 理事が他の共済団体又は会社の常務に従事することの制限
- 資産運用の方法及び運用額の制限
- 共済事業の健全かつ適切な運営を確保するための措置の実施
 - ・重要な事項の利用者への説明
 - ・利用者に関する情報の適正な取扱い
 - ・第三者に業務を委託する場合における当該業務の的確な遂行 等
- 子会社等の特定関係者との間の取引等の禁止
- 持分会社の無限責任社員等となることの禁止
- 苦情処理措置及び紛争解決措置の実施
- 子会社保有の制限
 - 等について、規定を置くこと。

二 経理

- 業務報告書の提出
- 業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧
- 区分経理、事業費等の償却、契約者割戻し
- 価格変動準備金・責任準備金・支払備金の積立て
 - 等について、規定を置くこと。

三 監督

- 共済事業の種類等の変更の認可
- 報告又は資料の提出、立入検査
- 健全性の基準
- 共済規程に定めた事項の変更命令
- 業務の停止、認可の取消し、役員等の解任
- 認可取消団体の共済契約に係る業務及び財産の管理
 - 等について、規定を置くこと。

四 共済契約の移転等

- 共済契約の移転
- 事業の譲渡及び譲受け
- 業務及び財産の管理の委託
 - 等について、保険業法の規定の準用等に係る規定を置くこと。

第三 解散等

解散、合併及び清算等について、規定を置くこと。

第四 共済募集

1 共済募集の制限

- (1) 共済団体の社員等又は共済代理店等がその所属共済団体のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う場合を除くほか、何人も共済募集を行ってはならないこと。
- (2) 銀行等は、他の法律の規定にかかわらず、届出を行って共済募集を行うことができるものとする。

2 共済募集等に係る保険業法の規定の準用

- 所属共済団体の賠償責任
- 共済契約の内容等の共済契約者等への情報提供
- 業務運営に関する措置
- 共済契約の締結等に関する禁止行為等について、規定を置くこと。

第五 雑則

所管行政庁等に関する規定を置くこと。

第六 罰則

罰則について、所要の規定を置くこと。

第七 施行期日等

1 施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

2 その他

認可特定保険業者が共済団体となる場合の従前の保険契約から共済契約への移行措置等について、所要の規定を置くこと。